

発議第 8 号

令和元年 6 月 7 日

木津川市議会議長 山本 和延 様

提出者 木津川市議会議員 宮嶋 良造

賛成者 木津川市議会議員 西山幸千子

木津川市水道事業給水条例の一部改正について

上記の議案を地方自治法第 112 条及び木津川市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由

水道料金にかかる消費税率及び地方消費税率の税率を条例に明記することで消費税率等に変更があるたびに、条例改正を行うことが地方自治の本旨に合致するため。

木津川市条例第　　号

木津川市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

木津川市水道事業給水条例（平成19年木津川市条例第196号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「第29条に規定する税率」の次に「(100分の6.3)」を、「第72条の83に規定する税率」の次に「(63分の17)」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料（発議第8号）

木津川市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）新旧対照

表

(新)	(旧)
第1条～第26条 (略) (料金)	第1条～第26条 (略) (料金)
第27条 料金は、別表第1に定める基本料金と従量料金の合計額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率 <u>（100分の6.3）</u> を乗じて得た金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率 <u>（63分の17）</u> を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を加えた額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	第27条 料金は、別表第1に定める基本料金と従量料金の合計額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率を乗じて得た金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を加えた額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
第28条～第46条 (略)	第28条～第46条 (略)